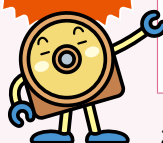


就職による異動届等の提出について

ご家族が就職により勤務先の健康保険組合等に参加した場合は、日立健保の扶養から外す手続きが必要です。

ご注意ください



就職したその日から
日立健保の保険証は使えません

就職先の保険証が発行されても
日立健保の保険証は自動的に失効しません

就職した日以降に日立健保の保険証を使用した場合は、日立健保が負担した医療費を返還していただくことになります。また、日立健保の扶養から外す手続きが遅れてしまうと、遡って資格を失効するため医療費返還等の手続きが煩雑になる場合があります。

お手続きはこちらでご確認ください

一般被保険者（従業員）	日立健保ホームページ こんなときどうするの？ > 被扶養者が増えたとき/減ったとき
任意継続被保険者 特例退職被保険者	日立健保ホームページ こんなときどうするの？ > 被扶養者が増えたとき/減ったとき または 任継・特退専用コールセンター TEL 0120-033-566 受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

2021年10月から本格運用開始！

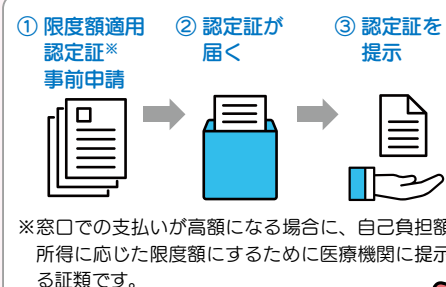
「オンライン資格確認」導入の医療機関・薬局では 限度額適用認定証の準備が不要になりました！

「オンライン資格確認」が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカード※¹もしくは保険証を提示して情報提供に同意することで、「限度額適用認定証」がなくても、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます※²。

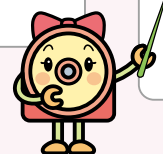
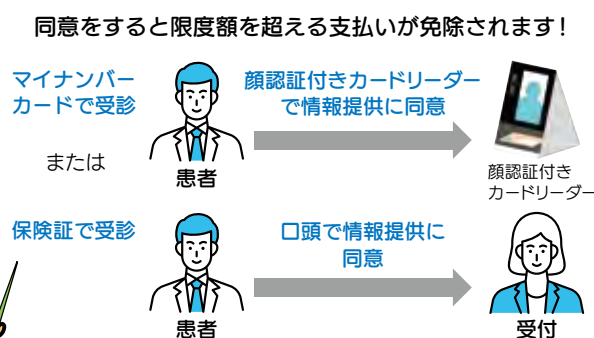
※¹ マイナンバーカードを保険証として利用するためには、あらかじめ個人がマイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）から初回登録を行う必要があります。

※² 「オンライン資格確認」未導入の医療機関・薬局では、引き続き「限度額適用認定証」の提示が必要です。

これまでの高額療養費制度の利用方法



「オンライン資格確認」導入の医療機関・薬局での
高額療養費制度の利用方法



任継の保険料算定基礎の変更と 任継・特退資格喪失（脱退）要件の追加について

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（2021年6月11日付公布）により、任意継続・特例退職被保険者制度について、次のとおり制度改正が行われました。

任継 保険料算定基礎の変更

任意継続被保険者制度の保険料の算定基礎となる標準報酬月額が変更となりました。2022年4月1日以降に任意継続被保険者制度へ加入される方は、国民健康保険の保険料より任意継続被保険者制度の保険料が高額になる可能性がありますので、保険料等を比較検討されたうえで、加入する制度をご選択ください。

■任意継続被保険者制度とは

退職した後もご本人の選択によって、引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者となることのできる制度です。保険料は、標準報酬月額に保険料率を乗じた額となります。

■標準報酬月額

2022年4月1日以降に加入される方	2022年3月31日までに加入されている方
退職時の標準報酬月額	日立健保に加入する全被保険者の標準報酬月額を平均した額（前年9月30日時点のもの）* または 退職時の標準報酬月額のいずれか低い額

*2021年度・2022年度は440,000円

■適用日

2022年4月1日（2022年3月31日以降の退職者から適用）

☆2022年3月31日以前に任意継続被保険者制度に加入している方は、制度改正による変更はございません。従来どおり、日立健保に加入する全被保険者の標準報酬月額を平均した額（前年9月30日時点のもの）または退職時の標準報酬月額のいずれか低い額が適用されます。

■注意事項等

任意継続被保険者制度への加入申込後の取消はできませんので、ご注意願います。

任継・特退 資格喪失（脱退）要件の追加

任意継続・特例退職被保険者制度における資格喪失（脱退）要件について、2022年1月1日以降、「被保険者からの申出」が追加されました。

これまで、任意での脱退は認められていませんでしたが、被保険者でなくなることを希望する旨を日立健保に申し出た場合には、資格喪失（脱退）することができるようになりました。資格喪失（脱退）を希望される方は、下記コールセンターまでご連絡いただき、必要書類をお取り寄せのうえ、日立健保までご提出ください。日立健保が書類を受理した日の翌月1日に、被保険者の資格を喪失することになります。

■施行日

2022年1月1日（2022年1月4日から受付を開始しています）

■注意事項

- ・原則、申出の取り消しは認められません。
- ・資格喪失後の納付済保険料は還付いたします。
- ・申出による資格喪失の場合は、原則として、任意継続・特例退職被保険者制度への再加入はできません。

★保険証をお手元にご用意ください。



お問い合わせ先

任継・特退専用コールセンター

TEL 0120-033-566 受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）